大阪市災害対策用職員住宅貸与規程

　 （目　的）

　第１条　この規程は、大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和３１年大阪市規則第４１　　号、以下「施行規則」という。）第９条の規定に基づき、大阪市災害対策用職員住宅（以下「災対住宅」という。）の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

　 （名称及び場所）

　第２条　災対住宅の場所等は、別に定める。

　 （居住基準）

　第３条 市長が災対住宅に居住を指定する者は、災害発生時において、初期初動体制の指揮をとる別表に掲げる職員（以下「指定職員」という。）とする。

　 （居住命令）

　第４条 市長は、大阪市公舎貸与条例（昭和２４年大阪市条例第２０号、以下「条例」という。）第４条第１項の規定により災対住宅の居住を命ずるときは、居住命令書（様式第１号）を交付する。

　２　前項の規定により居住の命令を受けた者は、市長の定める日までに入居し、入居届及び使用誓約書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

３　指定職員が災対住宅の居住を辞退する場合は、居住辞退届（様式３号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

 （居住者の義務）

　第５条 居住者は、条例及び施行規則並びに本規程を含む関係諸規定を遵守しなければならない。

　 （賃貸料）

　第６条 指定職員の災対住宅賃貸料は免除する。

　 （居住者負担）

　第７条 災対住宅にかかる電気、ガス、上下水道、電話等の使用料金、その他居住に伴う費用は、居住者の負担とする。ただし、賃貸借契約に必要な費用（保証金、仲介斡旋手数料、火災保険料及びこれらに類するもの。）並びに指定職員の負担する費用のうち、共益費及び電話の基本料金については、本市の負担とする。

 ２ 次の各号に掲げる費用は、居住者の負担とする。

　（１） 障子、襖の張替え、建物、建具の小修繕に要する費用。

 （２） その他、災対住宅の維持保全に必要な軽微な費用。

　 （返還命令等）

　第８条 市長は、居住を命ずる理由がなくなったと認めるときは災対住宅の返還を命ずるものとし、返還命令書（様式第４号）を交付する。

　２　前項の規定により返還の命令を受けた者は、返還の期限までに明け渡さなければならない。

　　 ただし､市長が必要と認める場合は返還期限を延長することができる。

 　（返　還）

　第９条 居住者が災対住宅を返還しようとするときは、市長に返還届（様式第５号）を提出しなければならない。

　 （修繕及び精算）

　第10条　災対住宅の返還に際して、第７条の範囲で破損又は汚損の箇所は、返還日までに修繕しなければならない。

　２　第７条の規定により居住者の負担すべき費用については、返還日までに精算しなければならない。

　第11条　この規程の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

　 附　則

　 この規程は、平成７年８月１日から施行する。

　 この改正規程は、平成９年４月１日から施行する。

 この改正規程は、平成９年９月１日から施行する。

　　この改正規程は、平成１１年２月１日から施行する。

 この改正規程は、平成１１年６月１日から施行する。

 この改正規程は、平成１１年１２月１６日から施行する。

 この改正規程は、平成１２年９月１日から施行する。

 この改正規程は、平成１３年７月１日から施行する。

 この改正規程は、平成１３年１０月１日から施行する。

この改正規程は、平成１４年７月１日から施行する。

この改正規程は、平成１５年７月１５日から施行する。

この改正規程は、平成１５年１２月１９日から施行する。

この改正規程は、平成１６年４月１日から施行する。

この改正規程は、平成１６年５月１２日から施行する。

この改正規程は、平成１７年４月１日から施行する。

この改正規程は、平成１８年４月１日から施行する。

この改正規程は、平成１９年４月１日から施行する。

この改正規程は、平成２０年４月１日から施行する。

この改正規程は、平成２４年８月１日から施行する。

この改正規程は、平成２４年１１月７日から施行する。

この改正規程は、平成２６年４月１日から施行する。

この改正規程は、令和２年４月１日から施行する。

（ 別 表 ）

|  |
| --- |
| 指　定　職　員 |
| 副市長 |
| 危機管理監 |
| 危機管理室長 |
| 危機管理室部長級職員の内１名 |
| 危機管理室危機管理課長 |
| 危機管理室課長級職員の内２名 |
| 北　区長 |
| 都島区長 |
| 福島区長 |
| 此花区長 |
| 中央区長 |
| 西　区長 |
| 港　区長 |
| 大正区長 |
| 天王寺区長 |
| 浪速区長 |
| 西淀川区長 |
| 淀川区長 |
| 東淀川区長 |
| 東成区長 |
| 生野区長 |
| 旭　区長 |
| 城東区長 |
| 鶴見区長 |
| 阿倍野区長 |
| 住之江区長 |
| 住吉区長 |
| 東住吉区長 |
| 平野区長 |
| 西成区長 |